

# 令和6年度 保育園等入園案内



日の出町イメージ  
キャラクター  
「ひのでちゃん」

保育園等（認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業など）の入園申し込みについてご案内いたします。

## 【受付期間】

### ■4月入園の申し込み

**令和5年11月17日(金)～11月30日(木)**

※午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時、土・日・祝日を除く）

※令和5年11月19日(日)については、午前9時～午後1時

### ■5月以降入園の申し込み

**入園希望月(入園は毎月1日です)の前月15日**

※15日が土・日・祝日の場合は前開庁日までにお申し込みください

## 【受付場所】

日の出町役場 子育て福祉課 子育て支援係 窓口（庁舎1階）

- 保育園等のお申し込みをされる際は、別添案内を参考に希望する保育園等の見学などを行い、充分ご確認ください。うえでお申し込みください。
- ご提出していただいた申込書や就労証明書などに虚偽の記載があった場合は、申請を無効とし入園が決定している場合は入園を取り消します。
- 町外の保育園等に入園を希望される方は、各市区町村の締切日・必要書類・申込条件などを事前にご確認いただき、お早めにお申し込みください。
- 受付期間後の4月入園については、令和6年3月15日までに提出され、かつ当初決定後に受け入れが可能な場合のみ選考の対象となります。それ以後に提出されたものについては、5月以降の選考の対象となります。
- 認定こども園・幼稚園等で教育1号認定をご希望の場合は、園に直接お申し込みください。

## 申込方法について

必要書類をご用意いただき、上記受付期間中に日の出町子育て福祉課子育て支援係へご提出ください。提出時の確認書類のご用意もお忘れなくお願いいたします。

**提出される前に、「保育園等に入園できる基準」や「提出書類」を再度ご確認くださいお申し込みください！**

日の出町 子育て福祉課 子育て支援係

電話 042-588-4113（直通）

## 保育園等に入園できる基準について

- ・1か月に、48時間以上就労することを常態とすること
- ・妊娠中である、または出産後間もないこと
- ・疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること
- ・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護し、または看護していること
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ・求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
- ・学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設に在学している、または職業訓練を受けていること
- ・児童虐待やDVのおそれがあると認められること
- ・育児休業中に、既に保育園等を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められること
- ・前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること

## 申込時に必要なものについて

申込時には下記の提出書類、確認書類をご用意ください。

### ○提出書類

#### 《保育所等入所申込書兼支給認定申請書》

入所希望児童の状況表も含め、該当する項目をすべて記入してください。また、同意事項など、署名や押印が必要な欄は自署押印をお願いいたします。

#### 《保育の必要性を証明できる書類》

上記の保育園等に入園できる基準を満たしていることを証明する書類です。ご家庭の状況に応じて、別に書類の提出が必要になる場合があります。

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| ・勤務（自営等含む）している方 | 就労証明書                        |
| ・就労が内定している方     | 就労証明書（雇用期間欄に就労開始予定日を記入）      |
| ・産休、育休明けの方      | 就労証明書（休業期間の記入があるもの）          |
| ・出産予定の方         | 母子手帳のコピー（母親の氏名と分娩予定日のわかるページ） |
| ・病気やケガをされている方   | 町指定様式の診断書、または同内容を具備する診断書     |
| ・障害のある方         | 身体障害者手帳・愛の手帳のコピー、または診断書など    |
| ・介護等をされている方     | 介護保険証等のコピー、または診断書など          |
| ・就学または就学予定の方    | 在学証明書・合格通知書のコピーなど            |

### ○確認書類

#### 《身元が確認できる証明書類》

保護者(申請者)・代理人(親権者以外)の身元確認のため、①・②いずれかの証明書類をご用意ください。

- ①官公署が発行したもので「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、かつ、本人の顔写真が添付されたもの1つ  
例) マイナンバーカード・障害者手帳・運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・在留カード・旅券(パスポート)など
- ②官公署が発行したもので「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、かつ、本人の顔写真が添付されていないもの2つ  
例) 学生証・生徒手帳・会社の社員証・年金手帳・健康保険証・児童扶養手当証書など

#### 《マイナンバー確認書類》

マイナンバーは申込み児童と同居世帯員すべての方の記載及び掲示が必要です。お手続きにお越しの際には申込書に記載した全員のマイナンバーを確認できる書類をお持ちください。

例) マイナンバーカード・通知カード(最新の情報が記載されたものに限る)・マイナンバー記載の住民票写し(または住民票記載事項証明)など

※なお、マイナンバーのご提供が困難な場合(紛失等)は、保育所等入所申込書兼支給認定申請書の「同意事項」にご署名いただければ、子育て支援係がマイナンバーの確認をさせていただきます。

## ※町外の保育園等に入園を希望される方

市区町村ごとに受付期間や必要書類、申込条件等が異なります。事前に希望の保育園等が所在する市区町村にご確認ください。町外の保育園等に入園を希望される場合でも、受付場所は日の出町子育て福祉課となります。ご提出いただいた書類を希望の保育園等が所在する市区町村へ送付いたしますので、締切日をご確認の上、お早めにご提出ください。（締切日の1週間前を目安にご提出ください。）

### ！！重要！！

※出産の理由で入園した場合、保育の実施期間は基本的に出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月間となり、期限日をもって退園となります（継続を希望する場合、新たに申込みが必要となります）  
改めて選考するため継続できないこともあります

※疾病などの理由で申請する場合、町指定の様式による診断書もしくは同内容を具備する医師の診断書を添付してください

※求職活動中の理由で入園した場合、保育の実施期間は3か月間となります  
（3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出しない場合は退園となります）

※保育を必要としなくなった（前述の基準に該当しなくなった）場合は、その事由が発生した日の月末をもって退園となります

※同居の親族（祖父母など）が保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります  
※育児休業取得中の場合、復帰日の前月初日から申込みが可能ですので、就労証明書（休業期間が明記されているもの）を添付してお申し込みください

## ■入園の決定

提出された申込書の内容をもとに審査し、保育の必要性の度合いの高い順に入園を決定します。先着順ではありませんのでご注意ください。

ただし、入園が決定した場合であっても、入園前の健康診断で集団保育が難しいと判断されたなど、保育園等での保育が困難な場合には、決定を取り消すことがありますのでご承知おきください。

入園要件に該当していても、定員超過などの理由により保育園等に入所できない場合もあります。

## ■入園の承諾・保留、認定のお知らせについて

①4月入園の場合 2月中旬を目途に通知を送付する予定です

②年度途中の入園の場合 入園希望月の前月末に通知を送付します

なお、保留（待機）となった場合、令和6年度末（令和7年3月選考分）まで有効ですが、入所保留通知書は初回申込み時のみお送りします。翌月以降は入所承諾（決定）時のみご通知いたします。

## ■保育園等を利用するための認定について

保育園等を利用するにあたって、保育給付認定を受ける必要があります。保育給付認定は、利用希望の施設等に応じて町が認定します。認可保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業については、2号または3号認定が必要となります。

認定区分	対象年齢	利用できる施設
2号認定	満3～5歳	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育所・認定こども園・地域型保育事業

## ■保育の必要性の認定について

保育を必要とする事由や、保護者の勤務時間などの状況により、次のいずれかに区分されます。

① 保育標準時間（最長11時間） 週30時間（月120時間）以上等

② 保育短時間（最長8時間） 週30時間（月120時間）以下等

保育標準時間と保育短時間で利用できる時間帯は各保育園等により異なります。また、保育を必要とする事由により、希望どおりに利用できない場合があります。

## ■入園が決定したら

急激な環境の変化はお子様の負担となります。少しでも園の生活にスムーズに移行するために、早寝・早起きなど生活のリズムを整えるよう心がけてください。また、授乳が母乳のみの場合は、哺乳瓶でも授乳が可能な状態にしておくなど、入園に向けた準備をお願いいたします。

## ■利用者負担額(保育料)について ※別紙「利用者負担額(保育料)について」もご覧ください

利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化により『3～5歳の利用料』と『0～2歳の住民税非課税世帯の利用料』が無償となりました。(3～5歳児では、延長保育料など実費負担となる費用に加え、食材料費(副食費)が保護者の負担になります)。

利用者負担額は、児童の年齢や保護者の住民税所得割額によって金額が異なり、毎年9月に切り替えを行います。4月から8月分は令和5年度の住民税所得割額により決定し、9月から翌3月分は令和6年度の住民税所得割額により決定を行います。また、利用者負担額は指定の期日までに必ず納入してください。

※海外在住などで課税されない場合や、税額が把握できない場合は、収入などから算定を行う場合があります

## ■ならし保育について

入園の初日から丸一日お預かりするのではなく、お子様の状態に応じて少しずつ時間を延長していく、ならし保育を行います。ならし保育の期間や保育時間はその状況次第となりますのでご了承ください。

## ■0歳児保育について

町内保育園の0歳児受け入れ可能な月齢は、園によって異なります(保育施設案内図参照)。ただし、受け入れ可能な月齢を超えていてもお子様の成長の度合いによっては受け入れできない場合があります。

## ■障害児保育やアレルギー対応について

集団保育が可能で、かつ園での対応が可能と判断される場合は入園が可能となります。また、入園にあたっては医師の診断書や指示書を提出いただくことがありますので、事前にご相談ください。

## ■延長保育について

町内の保育園では延長保育(30分)の利用が可能な場合があります。延長保育のお申し込みは各園へお願いいたします。延長保育を利用する場合、利用者負担額の他に延長保育料が必要になります。

## ■入園後のルール・マナーについて

- ・依頼のあった提出書類等は必ず指定の期日までに提出してください
- ・欠席する場合や送迎の時間が遅れそうな場合、送迎者が普段と違う場合など、必ず保育園等へ連絡をしてください
- ・感染症蔓延防止のため予防接種等を受けるよう努めてください
- ・児童が感染症(百日せき・はしか・水ぼうそう・おたふく風邪など)にかかった場合は、完全に治るまでは登園できません

保育園等は集団生活の場です。ルールやマナーを守れない場合、退園していただくことがあります。

## ■次のような場合は必ず届け出てください

- ・保育園等を退園する場合 ※求職中の場合、離職後3か月以内に就労証明書の提出がない場合は退園になります
- ・町内で転居した場合、町外に転出した場合など、住所が変わった場合
- ・家族構成が変わったなど、保護者やお子さまの状況が変わった場合
- ・就職した場合、退職した場合、勤務日数や勤務時間が変更になる場合
- ・保育を必要とする事由が変わる場合(出産、病気やけがで長期間の療養が必要など)
- ・確定申告や修正申告を行った場合など、住民税額が変更になる場合
- ・入園決定を辞退する場合や申込みを取り下げる場合

## ■その他

- ・児童虐待の防止等に関する法律第6条により児童虐待を発見した場合(虐待を受けたと思われる場合も含む)は児童相談所や子ども家庭支援センターに通告します(必要に応じて警察にも通報します)
- ・育児休業の延長を希望する場合は、申込書の「育児休業の延長が可能であり、他の利用希望者を優先して選考することに同意する」にチェックしてください

※入園決定を辞退した場合や、申込みを取り下げた場合は、保留(不承諾)通知の発行はできません

※勤務先やハローワークの確認・審査により、育児休業(給付)の延長が認められない場合があります

※この案内は、原則的な内容を例示してまとめたものであり、法令などに定められたすべての事項を網羅しているわけではありません。ご家庭の状況により、前述の内容とは異なる取り扱いとなる場合や、別途書類の提出をお願いする場合があります。